

# 資 料

高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等  
に関する条例の一部を改正する条例の概要について

## 1. 令和7年度の給与改定

### (1) 給料表（第1条中別表第1～別表第3）

行政職給料表（1）、行政職給料表（2）及び医療職給料表いずれも給料月額を引上げ（平均3.24%引上げ）

### (2) 諸手当

#### ① 初任給調整手当（第1条中第12条）

区分	改正前	改正後
医療業務に従事する医師及び歯科医師	416,600円	417,600円
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職	51,600円	52,100円

#### ② 通勤手当（第1条中第15条）

16km以上18km未満から70km以上までの区分において引上げ（200円～7,300円）

改 正 前		改 正 後	
通勤距離（片道）	支給額	通勤距離（片道）	支給額
16km以上～18km未満	11,700円	16km以上～18km未満	11,900円
18km以上～20km未満	12,800円	18km以上～20km未満	13,200円
20km以上～22km未満	13,900円	20km以上～22km未満	14,500円
(略)			
66km以上～68km未満	37,900円	66km以上～68km未満	44,800円
68km以上～70km未満	38,900円	68km以上～70km未満	46,000円
70km以上	39,900円	70km以上	47,200円

#### ③ 宿日直手当（第1条中第22条）

区分	改 正 前	改 正 後
宿日直勤務を命ぜられた職員	4,400円	4,700円

#### ④ 期末手当（第1条中第24条）

期末手当の支給月数を0.025月分引上げ

区分	改 正 前	改 正 後	
一般職職員	6ヶ月期	1.250月	変更なし
	12ヶ月期	1.250月	1.275月
	計	2.500月	2.525月
管理職職員	6ヶ月期	1.050月	変更なし
	12ヶ月期	1.050月	1.075月
	計	2.100月	2.125月
定年前再任用 短時間勤務職員	6ヶ月期	0.700月	変更なし
	12ヶ月期	0.700月	0.725月
	計	1.400月	1.425月

⑤ 勤勉手当（第1条中第26条）

勤勉手当の支給月数を0.025月分引上げ

区分		改正前	改正後
一般職職員	6ヶ月期	1.050月	変更なし
	12ヶ月期	1.050月	1.075月
	計	2.100月	2.125月
管理職職員	6ヶ月期	1.250月	変更なし
	12ヶ月期	1.250月	1.275月
	計	2.500月	2.525月
定年前再任用 短時間勤務職員	6ヶ月期	0.500月	変更なし
	12ヶ月期	0.500月	0.525月
	計	1.000月	1.025月

(3) 実施時期

- ① 給料表及び諸手当（②を除く。） 令和7年4月1日から適用  
 ② 期末手当及び勤勉手当 令和7年12月1日から適用

## 2. 令和8年度以後の給与改定

(1) 諸手当

- ① 通勤手当（第2条中第15条）  
 駐車場等の利用に対する通勤手当を新設（月額5,000円を上限）

② 期末手当（6ヶ月期と12ヶ月期の支給月数配分の見直し）（第2条中第24条）

区分		改正前	改正後
一般職職員	6ヶ月期	1.250月	1.2625月
	12ヶ月期	1.275月	1.2625月
	計	2.525月	変更なし
管理職職員	6ヶ月期	1.050月	1.0625月
	12ヶ月期	1.075月	1.0625月
	計	2.125月	変更なし
定年前再任用 短時間勤務職員	6ヶ月期	0.700月	0.7125月
	12ヶ月期	0.725月	0.7125月
	計	1.425月	変更なし

③ 勤勉手当（6ヶ月期と12ヶ月期の支給月数配分の見直し）（第2条中第26条）

区分		改正前	改正後
一般職職員	6ヶ月期	1.050月	1.0625月
	12ヶ月期	1.075月	1.0625月
	計	2.125月	変更なし
管理職職員	6ヶ月期	1.250月	1.2625月
	12ヶ月期	1.275月	1.2625月
	計	2.525月	変更なし
定年前再任用 短時間勤務職員	6ヶ月期	0.500月	0.5125月
	12ヶ月期	0.525月	0.5125月
	計	1.025月	変更なし

(2) 特定期付職員の給与改定

① 給料表（第3条中第7条）

特定任期付職員の給料月額を引上げ（13,000円～21,000円）

② 期末手当及び勤勉手当（第3条中第9条）

期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ

期末手当		改正前	改正後
特定任期付 職員	6ヶ月期	0.950月	0.9625月
	12ヶ月期	0.950月	0.9625月
	計	1.900月	1.925月

勤勉手当		改正前	改正後
特定任期付 職員	6ヶ月期	0.875月	0.8875月
	12ヶ月期	0.875月	0.8875月
	計	1.750月	1.775月

(3) 実施時期

令和8年4月1日から施行